

介護支援専門員証の有効期間の臨時的な 取扱い可能期間の終了案内等について

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた特例措置として、岐阜県登録の介護支援専門員を対象に、介護支援専門員証の有効期間に係る臨時的な取扱いを可能とする通知を発出したところですが、本通知の取扱期限が迫ってまいりましたので、念のため再度周知をいたします。介護支援専門員の皆様におかれましては、介護支援専門員証の有効期間をご確認の上、必ず有効期間内に研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きまで終えていただきますようお願いいたします。

また、令和6年度に開催初日を迎える法定研修からは、厚生労働省の示す新カリキュラムに基づいて研修が実施されます。適切なケアマネジメント手法の取扱いや疾患別での研修科目の設定等、新たな内容も盛り込まれておりますので、内容を十分にご了知のうえ、各研修にお申込みいただきますようお願いいたします。

〈有効期間の特例について〉

対象となる方※	特例措置により有効となる期間
令和5年3月31日までに満了となる方 (令和4年度内に満了となる方)	介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日から2年間
令和5年4月1日から令和6年3月31日までに満了となる方 (令和5年度内に満了となる方)	介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日から1年間
令和6年4月1日以降に満了となる方	特例措置はありません

※太枠内の方は今年度～6年度中に臨時的取扱いが失効します。研修を受講してください。

※令和6年度に開催初日を迎える研修については、全て厚生労働省の示す新カリキュラムに基づいての実施がされます。

〈早めの研修受講をお願いいたします〉

万が一研修途中で急な欠席が発生した場合でも、代替措置等はできかねる場合があります。余裕を持った研修受講をお願いいたします。(有効期間終了2年前から可)

〈特例措置に関する詳細〉

- ・岐阜県公式ホームページ：介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5894.html>

〈介護支援専門員法定研修新カリキュラムに係る情報〉

- ・介護保険最新情報 vol.1143、介護保険最新情報 vol.1144 等